

理容所の施設基準

区分	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所と一般住居に使用する部分及び他の営業に使用する部分を隔壁等により区分すること。 ・作業場及び待合所を設け、これらを明確に区分すること。 ・作業場は、理容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、理容所と同一の場所に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）を開設する場合（当該理容所の全ての理容師及び当該美容所の全ての美容師（同条第2項に規定する美容師をいう。以下同じ。）が理容師及び美容師の両方の免許を有する場合に限る。）であって、当該作業場を美容（同条第1項に規定する美容をいう。）の用途に使用するときは、この限りでない。 ・作業場には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
採光・換気	<ul style="list-style-type: none"> ・採光、照明及び換気を充分にすること。 ・理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。 ・理容所内の空気1L中の炭酸ガスの量を5cm³以下に保つこと。 ・室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第5条第3号に規定する作業場の床面積は、作業椅子2脚までは9.9m²以上とし、作業椅子2脚を超えて1脚を増すごとにこれに2.5m²以上を加えたものとする。
清潔保持	<ul style="list-style-type: none"> ・皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。 ・常に清潔に保つこと。 ・床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。 ・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。 ・常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。 ・手指の爪は、常に短くし、手指は、客1人ごとに石けん又は消毒液で洗うこと。 ・客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。 ・客の皮膚に接しない器具であっても、客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。 ・作業場には、客に接して使用する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。 ・毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。 ・作業場の床面は、清掃を容易に行うことができる構造とすること。
消毒・薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。 ・消毒設備を設けること。 ・外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。 ・消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時有効なものと取り替えること。 ・衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。
皮膚疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。 ・感染性の皮膚疾患にかかっているおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、自己の手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。



水回り	<ul style="list-style-type: none"> ・洗場は、流水装置とすること。 ・作業場には、器具及び手指の洗浄及び消毒を行うための流水設備を設けること。 ・作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。 ・使用する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。 	
そ族昆虫	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪、昆虫等の処理を完全に行うこと。 ・ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。 	